

## 笠間市議会議会運営委員会記録

令和8年5月26日 午前10時00分開会

### 出席委員

委員長	村上寿之君
副委員長	安見貴志君
委員	川村和夫君
〃	益子康子君
〃	田村泰之君

### 欠席委員

委員	河原井信之君
〃	西山猛君
〃	大貫千尋君

### 委員以外の出席議員

議長	畑岡洋二君
----	-------

### 出席説明員

総務部長	瀬谷昌巳君
------	-------

### 出席議会事務局職員

議会事務局長	石井謙
議会事務局次長	小松崎守
次長補佐	鶴田貴子
主査	上馬健介
係長	神長利久

### 議事日程

令和8年5月26日（火曜日）

午前10時00分開会

1 開会

2 案件

(1) 令和8年第2回笠間市議会定例会について

(2) その他

---

午前10時00分開会

○村上委員長 議会運営委員会委員の皆様並びに議長にはお忙しいなか御出席を賜りましてありがとうございます。本日は、令和8年第2回笠間市議会定例会の提出議案、会期日程及び議案等の取扱いについて御協議願いたくお集まり頂いた次第であります。

よろしく願いいたします。

---

○村上委員長 それでは会議に入ります。

ただいまの出席委員は5名であります。欠席委員は、河原井信之君、西山猛君、大貫千尋君であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

委員意外に議長、総務部長、議会事務局より局長、次長、次長補佐、主査、係長が出席しております。

本日の会議の記録は、書記の次長補佐にお願いします。

また傍聴の申出がございましたので御報告いたします。

---

○村上委員長 会議に先立ち議長より挨拶をお願いいたします。

○畑岡議長 お早うございます。お忙しいところ議会運営委員会に御出席ありがとうございます。ただいま委員長からありましたように令和8年第2回定例会の議案、議事日程に関しての確認ということになります。今回は執行部のほうから空席になっておりました副市長の人事案件も出ているということですので、それらも含めしっかりと御確認頂ければありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○村上委員長 ありがとうございます。

〔議長 退席〕

---

○村上委員長 それではこれより協議事項に入ります。

令和8年第2回笠間市議会定例会についてを議題といたします。

最初に、①令和8年第2回笠間市議会定例会の招集告示についてであります。資料のとおり本日招集告示がされたところであります。

次に②提出議案等について総務部長より説明願います。

総務部長、瀬谷昌巳君。

○瀬谷総務部長 令和8年第2回定例会には、資料一覧のとおり、諸般の報告1件、内容は13件に分かれております。報告は4件、議案は9件、合わせて14提案が予定されてお

ります。

それぞれの内容について概略を御説明させていただきます。提案1の1番目から4番目は、令和7年度一般会計の繰越し明許費、水道事業会計と下水道事業会計の予算繰越し、そして一般会計の事故繰越しの報告でございます。

提案1の5番目から8番目は、経営状況についてで、笠間市開発公社、笠間市農業公社及び笠間工芸の丘株式会社、株式会社道の駅笠間の経営状況について、地方自治法の規定に基づき報告するものでございます。提案1の9番目は、専決処分の報告についてで、損害賠償の額を定め、和解することについてでございます。内容は、令和7年7月12日に安居地内の市道において、乗用車が走行中、車道の舗装破損か所によりタイヤ1本がパンクしたもので、市は、損害賠償として1万円を加入している道路賠償責任保険から相手方へ支払うもので、責任割合は、市側63%、相手側37%とし、令和8年2月27日付けで専決処分したものの報告でございます。提案1の10番目も専決処分の報告についてで、損害賠償の額を定めることについてでございます。令和8年1月13日に、職員が公務で対象宅に訪問した際に公用車を駐車しようとした駐車しようバックしたところ、対象宅の住宅出窓に接触し損傷させたもので、市は損害賠償として加入している。災害共済から13万7,500円を支払うもので、責任割合は、市側100%、相手側0%となり、令和8年3月5日付けで専決処分したものの報告でございます。提案1の11番目も専決処分の報告についてで損害賠償の額を定めることについてでございます。令和8年2月分の住民税の特別徴収に係る納付事務の遅滞により発生した延滞金9,300円を支払うもので、令和8年3月26日付けで専決処分したものの報告でございます。提案1の12番目も専決処分の報告についてで、損害賠償の額を定めることについてでございます。児童扶養手当の支給において、障害基礎年金などを受給できるときの公的年金の取扱いについては、公的年金の子ども加算分のみを併給支給の対象とするところですが、誤りがあり、減給して支給したことにより、支払い遅延により、損害賠償として遅延損害金1万6,459円を支払うもので、令和8年4月9日付けで専決処分したものの報告でございます。提案1の13番目も専決処分の報告についてで、損害賠償の額を定め、和解することについてでございます。令和5年6月4日に下郷地内の市道において乗用車が走行中、車道の舗装破損か所によりタイヤ1本がパンクしたもので、市は損害賠償として3,515円を加入している道路賠償保険から相手方へ支払うものでございます。責任割合は、市側30%、相手側70%とし、令和8年5月21日付けで専決処分したものの報告でございます。

提案2の報告、専決処分の承認を求めることについてでございます。令和7年度一般会計補正予算(11号)について、配当割交付金など、各交付金や地方交付税の確定、また財政調整基金への戻入れによる予算措置が必要なため、歳入歳出予算の総額3億238万9,000円を追加する補正予算を令和8年3月31日付けで専決処分したものの報告でございます。

提案 3 の報告、専決処分の承認を求めることについてで、笠間市税条例の一部を改正する条例であります。地方税法等の一部改正にする法律の公布に伴う所要の改正を行うもので、軽自動車税、環境性能割の廃止に伴う名称変更など、令和 8 年 3 月 31 日付で専決処分したものの報告でございます。

提案 4 の報告、専決処分の承認を求めることについてで、笠間市の特別職の職職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例ですが、市長の給与を令和 8 年 4 月 23 日から翌年 3 月 31 日までの期間において 10%減額するもので、令和 8 年 4 月 20 日付けで専決処分したものの報告でございます。

提案 5 の報告、専決処分の承認を求めることについてで損害賠償の額を定めることについてでございますが、令和 8 年 5 月 1 日に岩間駅前の付近の市管理敷地内の樹木が強風により倒れまして、隣接するロータリーに停車していた乗用車を破損させてしまい、責任割合は、市側 100%、相手側 0 %として市は相手方に損害賠償として 50 万 2,810 円を加入している道路賠償任意保険から支払うもので、5 月 25 日付で専決処分したものの報告でございます。

提案 6 の議案、笠間市副市長の選任に同意を求めることについては、地方自治法第 162 条の規定により議会に同意を求めるものでございます。対象者は 6 月 1 日付で退職予定の現在の市長公室長、北野高史氏を選任するもので、任期は 4 年となり、令和 8 年 6 月 2 日から、令和 12 年 6 月 1 日までとするものでございます。

提案 7 の議案、笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについては、本年 6 月 23 日に鳥羽田信氏が任期満了に伴い、新たに下条かをる氏を任命することについて同意を求めるものでございます。

提案 8 の議案、笠間市監査委員の選任に同意を求めることについては、本年 6 月 22 日に斎田陽介氏が任期満了に伴い、引き続き再任することについて同意を求めるものでございます。

提案 9 の議案、笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについては、本年 6 月 22 日に市村勝巳氏が任期満了に伴い、引き続き再任することについて同意を求めるものでございます。

提案 10 の議案、笠間市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、在外公館名称及び位置並びに在外公館に勤務する外国公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、外国勤務手当について、国家公務員に準じた制度改正を行うものでございます。

提案 11 の議案、笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法施行令などの改正に伴い、国民健康保険税の基礎賦課額に関わる課税限度額を現行の 66 万円から 67 万円、また、5 割軽減基準と 2 割軽減基準の所得判定基準など、所要の改正を行うものでございます。

提案 12 号議案、市道路線の認定については、道路法の規定により、3 路線の市道路線の認定について議会の議決を求めるものでございます。

提案 13 の議案、動産購入契約の締結について（高規格救急自動車購入）につきましては、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例において規定する額を超えるため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約予定額は 3,990 万 8,000 円税込みでございます。契約相手は、水戸市泉町にございます茨城トヨタ自動車株式会社となります。

最後に提案 14 の議案、令和 8 年度一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、補正予算を行うものでございます。

以上で、第 2 回議会定例会提出予定の議案等についての御説明を終わります。

○村上委員長 以上で説明が終わりました。

提出議案等の取扱いについて何かありましたら挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 なければこれで御了承お願いいたします。

次に、③会期日程案について事務局より説明願います。

事務局次長、小松崎守君。

○小松崎議会事務局次長 タブレット資料の 04 会期日程（案）を御覧頂きたいと思えます。会期日程につきましては 6 月 2 日から 18 日までの 17 日間の会期で、前回の議会運営委員会や全員協議会でお示し承認を頂いております。内容につきましては資料のとおりとなります。一般質問の通告の締切りは 6 月 2 日正午、議案質疑通告の締切りは同日午後 5 時まで、総括質疑通告締切りは 6 月 11 日正午、討論通告締切りは 6 月 16 日午後 5 時までとなります。また 6 月 4 日、本会議終了後議会運営委員会を開催しまして、一般質問の取扱いについて協議をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○村上委員長 以上で説明が終わりました。

この件については、先月の全協でも報告し了承を得ているところですが、改めてお諮りいたします。

会期日程案について、このとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上委員長 異議なしと認め、そのように決しました。

なお、ただいま決定いたしました会期日程（案）につきましては、第 2 回定例会において委員会から報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に④議案等の取扱いについて事務局より説明願います。

事務局次長、小松崎守君。

○小松崎議会事務局次長 議案等の取扱いについて御説明いたします。

05 議事日程第 1 号を御覧ください。

日程第 1、議席の指定及び議席の一部変更についてですが、補欠選挙により当選されました長沼議員の議席指定を行うものでございます。長沼議員を 1 番に指定いたします。長沼議員の議席指定に伴いまして、議席の一部を変更いたします。長谷川議員が 2 番、酒井議員が 3 番と 1 番ずつずれる形になり、安見議員が 8 番となります。9 番田村議員から 22 番畑岡議長までは変更はございません。

続きまして日程第 2、会議録署名議員の指名についてですが、今回は議席番号 16 番西山議員と 17 番石松議員が今定例会中の会議録署名議員となります。

続きまして日程第 3、会期の決定でございます。

続きまして日程第 4、諸般の報告は、先ほど総務部長より説明がありました 13 件の報告でございます。

日程第 5、選挙第 2 号、地方自治法 182 条の規定に基づき、笠間市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

日程第 6 につきましては 06 即決議案一覧表を御覧ください。報告第 3 号専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度笠間市一般会計補正予算（第 11 号）から報告第 6 号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）につきましても 4 件の報告が即決議案となります。

続きまして日程第 7、議案第 29 号笠間市副市長の選任に同意を求めることについて、日程第 8、議案第 30 号笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて、日程第 9、議案第 31 号笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて、日程第 10、議案第 32 号笠間市等公平委員委員会委員の選任に同意を求めることについて、以上 4 件につきましては、人事案件のため即決でお願いするものでございます。

05 議事日程第 1 号にお戻りください。

日程第 11、議案第 33 号笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 15、議案第 37 号令和 8 年度笠間市一般会計予算（第 1 号）につきましては、6 月 2 日に提出議案の説明を行いまして、07 議事日程第 2 号のとおり、6 月 4 日に質疑を受けた後、08 議案付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託されます。

説明は以上でございます。

○村上委員長 以上で説明が終わりました。

議案等の取扱いについて何かありましたら挙手によりお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上委員長 それではお諮りいたします。

議案等の取扱いについては、ただいまの説明のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上委員長 異議なしと認めそのように決しました。

次に、⑤請願陳情について、事務局より説明願います。

事務局次長、小松崎守君。

○小松崎議会事務局次長 請願陳情について御説明させていただきます。タブレット資料 09 請願陳情文書表を御覧頂きたいと思えます。

今回、陳情 2 件が提出されております。陳情第 8-2 号の東京都新宿区において顕在化した事例を受けて政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求め陳情及び陳情第 8-3 号国に国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出に関する陳情書につきましては、郵送による提出であり、申合せ事項第 145 条の 1 に基づき、委員会へは付託せず議長預かりとなるものと思われま。

説明は以上でございます。

○村上委員長 以上で説明が終わりました。

請願陳情の取扱いについて質疑等がありましたら挙手によりお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

請願陳情については、ただいまの説明のとおり決したいと思えますが御異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上委員長 異議なしと認めそのように決しました。

その他執行部で案件報告事項等がなければここで退席願います。

○瀬谷総務部長 特にございません。

[総務部長退席]

---

○村上委員長 次に (2) その他ですが、何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上委員長 なければ、以上で本日の議会運営委員会を閉会致します。

大変お疲れさまでした。

午前 10 時 20 分閉会